公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２４９１号
愛知県知多郡南知多町大字日間賀島字高野谷６番地の１
債務者　鈴木　正浩
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４９３号
愛知県春日井市高座台２丁目２番地１　102号棟901号室
債務者　原科　春美
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６９２号
名古屋市港区宝神１丁目112番地
債務者　岡崎　早苗
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３６３号
大阪市西区川口３丁目３番26―601号
債務者　伊佐ひとみ
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６０６号
大阪市此花区梅香２丁目４番６号
債務者　田原　梅代
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７４６号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目２番15号　コミュニティハウス７Ｄ号
債務者　齊藤　壽美
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０６９号
大阪府東大阪市永和１丁目22番11号　フォワイエ402号
債務者　谷合　洋三
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１３７号
大阪府枚方市招提大谷３丁目21番８号
債務者　益田　久志
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１３８号
大阪府枚方市招提大谷３丁目21番８号
債務者　益田　洋子
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１５６号
大阪市中央区南新町１丁目４番10号ｍｏｓａｉｑｕｅ701号
債務者　山下沙耶佳
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３７３号
大阪市旭区高殿１丁目２番20号　メゾンドファイブ304
債務者　當山　綾子
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３８５号
大阪市東淀川区西淡路４丁目24番３号　エクセル須賀の森417号
債務者　前波久美子
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３９０号
大阪府豊中市春日町３丁目10番14―103号
債務者　守護　大介
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４１６号
大阪市鶴見区諸口５丁目３番４号　203号室、事業所所在地大阪市鶴見区鶴見５丁目１－９都島個人タクシー協会内
債務者　藤本タクシーこと　藤本　和義
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５０１号
大阪府豊中市長興寺北３丁目７番14号
債務者　藤橋　峰雄
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５０３号
大阪府枚方市長尾元町２丁目44番20―101号
債務者　中村　隆志
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５３０号
大阪市城東区森之宮１丁目４番1017号
債務者　山尾マサ子
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部